

児童発達支援管理責任者基礎研修受講要件確認表

< 受講対象者 >

児童発達支援管理責任者として従事しようとする者

下記①～③を全て満たし、全日程を受講できる者とします。

① 指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所の児童発達支援管理責任者に配置予定の者

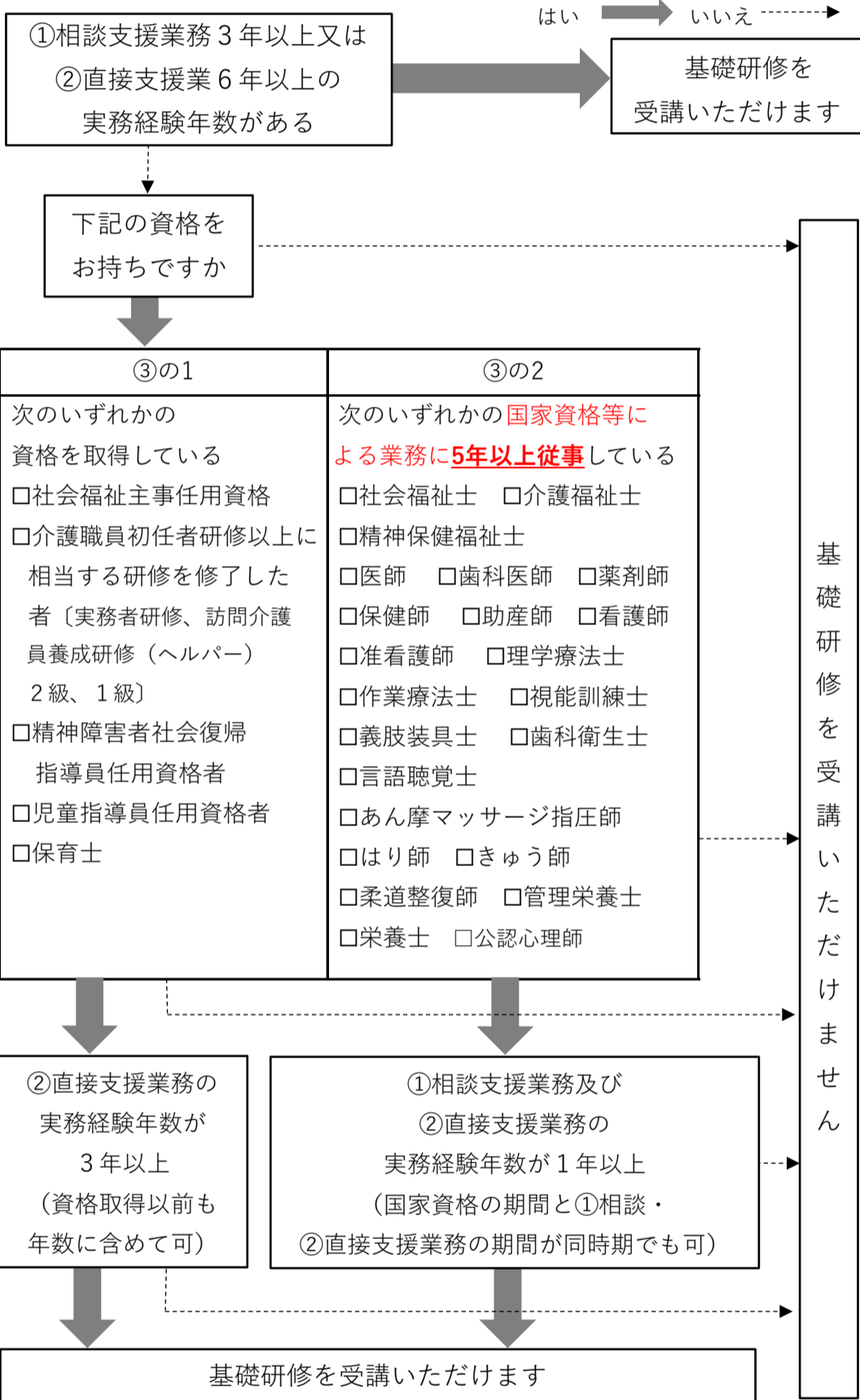
② 「相談支援従事者初任者研修」修了者
(「サービス管理責任者等資格に必要な6科目」修了者を含む)

③ 研修開始日において児童発達支援管理責任者基礎研修の受講要件となる実務経験年数を満たす者。

(※) 児童発達支援管理責任者…

「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として
こども家庭庁長官が定めるもの

(平成24年3月30日付厚生労働省告示第230号)」



※1 国家資格等とは、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、公認心理師のこと

相談支援業務：身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

直接支援業務：身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者または児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

基礎研修 受講に必要な 実務経験年数	児童発達支援管理責任者の実務要件 国の基準で定められている実務要件
① 相談支援業務 経験が 通算3年 以上	ア 相談支援事業に従事する者 ○一般・特定相談支援事業○地域生活支援事業○障害児相談支援事業 ○身体障害者相談支援事業○知的障害者相談支援事業 ○居宅介護支援事業*○介護予防支援事業*
	イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者 ○児童相談所○児童家庭支援センター○里親支援センター ○身体障害者更生相談所○精神障害者社会復帰施設 ○知的障害者更生相談所○福祉事務所○発達障害者支援センター
	ウ 施設等において相談支援業務に従事する者 ○障害児入所施設○乳児院○児童養護施設○児童心理治療施設 ○児童自立支援施設○障害者支援施設○精神保健福祉センター ○救護施設*○更生施設*○老人福祉施設* ○介護老人保健施設*○介護医療院*○地域包括支援センター*
	エ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 ○障害者職業センター○障害者就業・生活支援センター
	オ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）において 相談支援の業務に従事する者 ○幼稚園○小学校○中学校○義務教育学校 ○高等学校○中等教育学校○特別支援学校○高等専門学校
② 直接支援業務 経験が 通算6年 以上	カ 病院若しくは診療所において相談支援業務に従事する者で、 次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 介護職員初任者研修以上に相当する研修を修了した者 〔実務者研修、訪問介護員養成研修（ヘルパー）2級、1級〕 (3) 国家資格等（※1）を有する者 (4) 上記アからオに掲げる業務に1年間以上従事した者
	ア 施設等において介護業務に従事する者 ○障害児入所施設○助産施設○乳児院○母子生活支援施設○保育所 ○幼保連携型認定こども園○児童厚生施設○児童家庭支援センター ○児童養護施設○児童心理治療施設○児童自立支援施設 ○障害者支援施設 ○老人福祉施設*○介護老人保健施設*○介護医療院* ○病院又は診療所の療養病床関係病室*
	イ 事業所等において介護業務に従事する者 ○障害児通所支援事業○児童自立生活援助事業 ○放課後児童健全育成事業○子育て短期支援事業 ○乳児家庭全戸訪問事業○養育支援訪問事業○地域子育て支援拠点事業 ○一時預かり事業○小規模住居型児童養育事業○家庭的保育事業 ○小規模保育事業○居宅訪問型保育事業○事業所内保育事業 ○病児保育事業○子育て援助活動支援事業○障害福祉サービス事業 ○老人居宅介護等事業*
	ウ 医療機関等において介護業務に従事する者 ○病院若しくは診療所又は薬局○訪問看護事業所
	エ 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 ○特例子会社*○助成金受給事業所*
③ 有資格者	オ 学校その他これに準ずる機関の業務に従事する者 ○幼稚園○小学校○中学校○義務教育学校○高等学校 ○中等教育学校○特別支援学校○高等専門学校
	ア 次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により、相談支援の業務を行うために必要な知識及び記述を習得したと認められる者、介護職員初任者研修以上に相当する研修を修了した者 〔実務者研修、訪問介護員養成研修（ヘルパー）2級、1級〕 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者
有資格者	イ 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者 (1) 区分①から区分③を通算した「従事期間」から、区分①及び区分②の*を通算した期間を除外して1年以上の者 (2) 国家資格(※1)による業務に5年以上従事している者

ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。
例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。